

第53号議案

府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

東京都の補助事業として実施している子ども医療費助成事業の制度改正に伴い、当該事業に係る事務における個人番号の独自利用について、所要の改正を行うものであります。

府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

府中市個人番号の利用に関する条例（平成27年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後			改正前		
別表（第3条、第4条） 条例で定める事務及び当該事務において利用する情報			別表（第3条、第4条） 条例で定める事務及び当該事務において利用する情報		
番号	事 務	情 報	番号	事 務	情 報
省 略			省 略		
8	府中市子ども医療費助成条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) 省 略 【 削 除 】 (4)～(10) 省 略	8	府中市子ども医療費助成条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) 省 略 (4) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (5)～(11) 省 略
省 略			省 略		

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。